

N. カルドアと支出税

—— J. S. ミルとJ. M.ケインズを通じて ——

木村 雄一

N. カルドアと支出税  
—— J. S. ミルとJ. M. ケインズを通じて ——

木村 雄一



# 目 次

I	はじめに .....	5
II	カルドアと支出税 .....	8
II-1	支出税の着想と理論 .....	8
II-1-1	カルドアとフィッシャー .....	8
II-1-2	所得・支出・担税力 .....	9
II-1-3	課税と危険負担 .....	10
II-1-4	課税と勤労誘因 .....	12
II-1-5	会社課税 .....	14
II-2	支出税の実践 .....	15
II-2-1	提案と実行可能性 .....	15
II-2-2	インドにおける実践 .....	17
III	カルドアとミルの関係 — 所得税改革と支出税構想 .....	20
III-1	J. S. ミルと所得税批判 — 社会改革と二重課税論 .....	20
III-2	功利主義と犠牲の平等 .....	22
III-3	カルドアとミル — 「社会改革」の共有 .....	23
IV	カルドアの社会ビジョン .....	24
IV-1	カルドアの社会ビジョン .....	24
IV-2	J. M. ケインズの説く「金利生活者の安楽死」と比較して .....	26
V	おわりに .....	27
	参考文献 .....	29



## N. カルドアと支出税

### J. S. ミルとJ. M. ケインズを通じて<sup>1</sup>

木村 雄一

#### I はじめに

ニコラス・カルドア (Nicholas Kaldor, 1908-1986) は、単なる純粋理論の研究ばかりでなく応用経済学の領域でも多大な貢献をした、20世紀を代表する経済学者の一人である。カルドアは、1930年代のLSEで、ロビンズ、ハイエク、ヒックスとともにミクロ経済学の理論を研究し、一般均衡理論、くもの巣理論、ハイエクの資本理論、不完全競争における過剰能力の研究を成した一方、「ケインズ革命」の影響を受けて、投機と経済安定、補償原理の提唱、貯蓄と投資による景気循環といった、マクロ経済学の理論を研究した。その後、グンナ・ミュルダールの誘いによって国連欧州経済委員会 (UNECE) の調査・計画部初代部長に着任し、応用・実践の経験を積み、1949年にケンブリッジ大学キングス・カレッジのフェローとなり、ケンブリッジ大学で教鞭をとるようになった。ケンブリッジでは、理論としては、分配理論や経済成長理論、農工二部門モデルを開拓し、実践面においては、労働党や発展途上国の政策顧問として精力的に助言をした。1970年以後に勢力を強めたマネタリズムやネオ・リベラリズムに抗して、ミルトン・フリードマンへの批判を展開し、1974年に一代貴族 (Life Peerage as Baron Kaldor of Newnham in the City of Cambridge) となってから上院においてサッチャー批判を繰り返したことで知られる。ケインズ亡き後のケンブリッジをジョン・ロビンソンやリチャード・カーン、ピエロ・スラッファらとともに守った人物として重要である。このようにカルドアは、20世紀イギリスの政治・経済を考える上で鍵を握る重要な経済学者の一人である<sup>2</sup>。

---

1 本稿は、2013年12月7日第3回ケインズ学会 (於専修大学) における報告原稿に依拠している。司会者である石倉先生 (一橋大学)、討論者である内藤先生 (大月短期大学)、会場でご意見を頂いた平井先生 (上智大学) や酒井先生 (滋賀大学) に感謝する。なお、著者は2006年6月から2008年3月まで一橋大学社会科学古典資料センターで助手を務めたが、本稿は、同センター教授山崎耕一先生のご退職に伴う寄稿である。J. S. ミルとホッブズの資料は同センター所有の資料に負っている。同センターのライブラリアンの床井助手と福島助手に感謝する。本研究は、科学研究費補助金「ニコラス・カルドアの経済思想 — 社会民主主義のヴィジョン」(若手研究B: 23730205) と、埼玉大学総合研究プロジェクト若手展開研究「J. S. ミルとN. カルドア — 支出税構想をめぐって」(2012年度) の助成を受けている。

2 カルドアは、ハンガリーのブダペストの裕福なユダヤ人家庭に生まれている。6歳のときに、第一次世界大戦を経験し、10歳でブダペストのギムナジウムモデル校 (Minta Gymnasium) へ入学した (この学校は、マイケル・ポランニー、トマス・パローグ、ジョン・フォン・ノイマンなど傑出した学者・政治家を輩出している)。カルドアは、政治への関心と、1923年のドイツのハイパー・インフレーションへの関心から、経済学を学ぶために、イギリスへ渡った。カルドアは、ハンガリー出身であるに

こうしたカルドアの人と業績については、代表的な研究書 (King 2009, Targetti 1992, Thirlwall 1987, Turner 1993) によって十全に整理されているが、研究の余地がある領域がいくつかある。その一つが、税の専門家としてのカルドアである。

カルドアの税の専門家としてのキャリアは、1951年1月2日にゲイツケル (Gaitskell) によって利潤と所得の課税に関する王立会議 (the Royal Commission on the Taxation of Profits and Income) のメンバーに任命されたことに始まる (議長は、Sir Lionel Cohen, Lord Radcliff である)。この5年間の会議を通じて、カルドアは優れた税理論家として認められた。この会議で論じられたことは、キャピタル・ゲインに対する課税と支出税であった。会議はスムーズに進行し、重要な論点を含む報告書がいくつか作られたが、最終報告書の段階で、カルドアと他の二人 (George Woodcock, H. L. Bullock) が署名を拒否し、少数派による報告書を発表した<sup>3</sup>。1955年に委員会終了後、カルドアは『総合消費税 (支出税)』 (Kaldor 1955b) を公刊し<sup>4</sup>、それは、ヒュー・ゲイツケル (Hugh Gaitskell) が関心を示したりマズグレイブ (Musgrave 1957) やアーシュラ・ヒックス (Hicks, Ursula 1955) など著名な財政学者が書評をしたり<sup>5</sup>、また外国の邦訳書が多数発行されたりするなど、内外で大きな反響を呼び<sup>6</sup>、労働党の経済政策

---

もかわらず、トマス・パロークとともに、イギリスの政治・経済に多大な影響を与えた人物の一人である (Kaldor 1986, Thirlwall 1987)。なお、カルドアは1946年にハンガリー政府の顧問に着任している。さらにカルドアは、ハンガリーの危機のときに、ハンガリーの大学生や研究者の救済に奔走している (NK/3/30)。それゆえ、カルドアは、たとえイギリスの経済学者として活躍していたとしても、決してハンガリーを忘れた経済学者ではなかった。

3 1950年代のイギリス税制は所得再分配機能の低下が指摘される一方で、イギリス産業連盟から、所得税と利潤税の企業負担が重いこと、その引き下げが求められていた。利潤と所得の課税に関する王立会議はそれに応じて開かれた。王立会議では、キャピタル・ゲイン課税と、カルドアの提案による支出税が論じられたが、支出税の採用は却下されたため、あくまでも所得税の枠内での改革が課題となった。会議では、所得課税のためには所得概念を包括的に捉える必要があること — これは所得課税それ自体への批判である —、当時のキャピタル・ゲイン非課税は、イギリス所得税制の重大な欠陥であること、したがって、キャピタル・ゲイン課税の導入が論じられた。しかしながら、報告書を起草する最終段階で、D種所得とE種所得における支出の取扱い、及び会社利潤への課税の二点を巡って、意見が二つに分かれた。カルドアは多数派の意見への反対として少数派意見を提出した (Kaldor 1955a)。この会議を受けて、1962年から一部のキャピタル・ゲインへの課税が実施され、1964年に労働党政権によるキャピタル・ゲイン課税の導入へとつながった。

4 カルドアは、『総合消費税』について、委員会の審議範囲に含まれる事項と重複するため、委員会がその仕事を完了するまで、公表を差し控えた、と述べている (Kaldor 1955b, p. 8; 邦訳 pp. xxii)。なお、邦訳書にしたがって、本文における引用文やタイトルは「総合消費税」となっているが、「支出税」と同義である。なお、『総合消費税』における多くの統計・資料はフィスク (P. R. Fisk) が作成している (NK1/35/204)。

5 アーシュラ・ヒックスは『エコノミスト誌』に「匿名」でカルドアの『総合消費税』の書評を載せ、その内容を酷評した。カルドアはショックを隠すことができなかったようである。「親愛なるアーシュラ、私は、今朝君の手紙が届いた時、自分が見たものを信じることができなかつたよ。君が先週のエコノミスト誌の書評の匿名の執筆者であったとは。」 (NK1/35/80)。しかしながら、インド改革に関する彼女の書評は、カルドアの議論を高く評価している (Hicks, U 1958)。カルドアは、マズグレイブとも手紙のやり取りを行っている (NK/1/35/36)。イアン・リトル (Little 1956) やカーンは支出税を評価し、トマス・パロークは支出税を批判している (NK/8/12)。

6 本書は、イギリス国外で税を研究している若手の研究者や学生にも影響を与えている。ヴァルダマー・カスプルミク (Waldemar Kasprmk, ベルリン自由大学) やピーター・クレヴァー (Peter Clever, ドイツの経済学部の学生) といったドイツの大学の学生や研究者との書簡が残っている。その内容は、ドイツ人にとって支出税は興味深い議論であるにもかかわらず、ドイツ語の翻訳がなかなか出版されないことが書かれている。カルドアは若い学生に丁寧に手紙を返している (NK/1/35/2, NK/1/35/5)。

に強い影響を与えた。カルドアは、1956年にインド、セイロンによる支出税の導入の助言をし、1964年に大蔵大臣の特別アドバイザー（A Special Adviser to the Chancellor of the Exchequer on the Social and Economic Aspects of Taxation）となり、多くの発展途上国から財政政策と税改革に関する助言を求められた。インドとセイロン両国でその税制はすぐに廃止されたが、近年、課税ベースを所得から消費へ移行する流れが強くなり、1976年『ロディン報告』（スウェーデン）、1977年『ブループリント』（アメリカ）、1978年『ミード報告』（イギリス）、アメリカ上院議会で「累進的個人消費税法案」（The USA Tax）の提案（1995年）がなされている。これらは、カルドアの提案した支出税の理論的枠組みがベースである。カルドアの支出税の仕組みや限界についての研究蓄積は汗牛充棟である（Meade 1978, Seideman 1997, 石 2008, 小川 2004, 篠原 1984, 高山 2009, 平塚 1981, 深沢 1969, 森 2001, 2009）。

しかしながら、カルドアの支出税に関する理論・政策・仕組みの中身が研究されても、カルドアがどのような社会ビジョンをもって支出税を主張したのかについて論じた研究はほとんどない<sup>7</sup>。カルドアは「もし累進課税が所得基準でなく支出基準で行われたとすれば、経済の機能効率と進歩率とを改善しながら同時に平等な社会に向かって前進することができる」（Kaldor 1955b, p. 15；邦訳 p. 5, 下線は引用者による）と論じたが、この「平等な社会」を深く論じた文献はほとんどない。カルドアがなぜこうした支出税を主張したのかという点を深めることは、支出税の理論や政策を考える上で重要な手続きであろう。

本稿の目的は、以上を踏まえて、カルドアの支出税の提唱の経緯およびその実践を検討しつつ、J. S. ミルの所得税批判およびケインズの金利生活者の安楽死の視点を参照することで、支出税を打ち出したカルドアの社会ビジョンを明らかにすることである。J. S. ミルに言及する理由は、彼が支出税を論じる際にミルへの言及が多岐にわたること、そしてケインズの金利生活者の安楽死を引き合いに出す理由は、カルドアがケインズの衣鉢を継ぐ経済学者であり、カルドアの支出税構想がケインズの金利生活者の安楽死の関係と少なからず見解を一とする点があることである<sup>8</sup>。第Ⅱ章では、カルドアと支出税、第Ⅲ章では、カルドアとミルの関係、第Ⅳ章では、カルドアの社会ビジョンをケインズのそれとの比較について論じ、最終章で結論を述べる。

---

7 King (2009) は、カルドアの「社会民主主義」を、フェビアン社会主義、労働党、ポスト・ケインジアン観点から考察し、また Targetti (1992) は、ケインズの「社会哲学」を意識しつつ、カルドアの「社会哲学」を論じているが、それらはいずれも支出税と関連して論じた研究ではない。Thirlwall (1987) はカルドアの優れた評伝であり、Turner (1993) はカルドアの支出税をアメリカの税制との関係を論じているものの、カルドアの支出税における政策思想や社会ビジョンを詳細に論じた研究ではない。なお、Targetti (1992) における支出税に関する章の著者は、タルゲッティ自身ではなく、アルド・キアンコーネ（Aldo Chiancone）である。

8 カルドアは、1949年にケインズの跡を継いでキングス・カレッジのフェローとなったこと、さらにカルドアはケインズと同じように実践的な経済学者として活躍したことも含まれる。



## II カルドアと支出税

### II-1 支出税の着想と理論

#### II-1-1 カルドアとフィッシャー

カルドアが最初に支出税に触れたのは、アメリカ留学中に参加した計量経済学会（1936年7月、コロラド）で、アーヴィング・フィッシャー（I. Fisher, 1883-1947）の支出税に関する報告を聞いたときである<sup>9</sup>。フィッシャーは、複式簿記の原理を応用して、個人の支出税への適応を論じたが（Fisher 1937）、その当時のカルドアはその応用について疑問を持った。なぜならカルドアは、1930年代は過剰貯蓄（oversaving）が問題であると考えていたからである<sup>10</sup>。その後、LSEに戻り、補償原理や景気循環、資本理論批判の論文を発表しつつ、戦時中に、最初の支出税に連なる論文を発表した（Kaldor 1942a）。

支出税は、簡潔に言えば、 $Y(\text{所得}) = C(\text{消費}) + S(\text{貯蓄})$ 、 $C = Y - S$ と書くならば、Cに課税することである（所得税は、Yにかかるため、CばかりでなくSにも課税される）。

フィッシャーは、支出税について、(1)公平課税・資本蓄積の推進という二つの基準から見て、それが所得税より優れていること、(2)人税タイプの支出税の実行方策、を明確に示した。フィッシャーによれば、所得税の究極の目標は実質所得に対する課税であるが、支出は実質所得に近似する。そして、支払能力に応じた公平な課税という立場で見ると、累進的支出税の構想は、支払能力の指標を効用に求める立場と、効用の源泉を消費に求める立場を基礎にして提起される。所得税制は、貯蓄を免税しないことによって、「貯蓄の二重課税」（貯蓄について、将来消費に対する課税による前取りとして貯蓄元本課税が課せられる上に、税引き元本が生み出す利子による消費に対しても課税されるが、他方、消費については消費にだけ税が課せられること）の問題を引き起こすため、不公平である。さらにそれは、民間貯蓄を削減し、社会の投資を削減及び社会構成の拡大を阻む。税制改革は、企業の生産的設備の拡大をもたらす税制を構築し、所得拡大の原動力としての企業による資本設備の拡大を促す税制改革であること、そしてアメリカ社会における巨額の資産形成・累積を阻むための税制改革であること、である。したがってフィッシャーは、企業による資本蓄積を推進する立場から、所得税に代えて支出税を採用すべきである、と論じた（Fisher 1937; 馬場 1986）。

カルドアは、こうしたフィッシャーの支出税をヒントに、利潤と所得の課税に関する王立会

---

9 カルドアは、LSEで新進気鋭の研究者としてロックフェラー財団の奨学生となり、新婚旅行も兼ねて、アメリカで研究生活を送った。そのときの研究テーマは、「市場需要の均衡の問題に関連する生産理論」であった。アメリカを周遊し、フィッシャーばかりでなく、シュンペーター、チェンバレンらとも会合している（都留 2006, p. 143, p. 227, pp. 236-237）。その研究テーマを見るならば、当時のカルドアが、LSEにおけるロビンズやハイエクの影響下にあったことを垣間みることができる。なお、カルドアが帰国して発表した論文のほとんどはケインズ経済学に属するマクロ経済学である（Kaldor 1986; 木村 2004, 2009）。

10 カルドアは、1938年11月6日にオックスフォード大学で開催された「オックスフォード・ロンドン・ケンブリッジのジョイント経済セミナー」に参加し、支出税を含む一連の税制に関する報告を聞いている（NK/2/34）。カルドアは、1930年代から税制改革について関心があったことが推察できる。

議 (the Royal Commission on the Taxation of Profits and Income) を通じて、支出税の研究を行った<sup>11</sup>。ヒュー・ゲイツケルは、カルドアに「支出税原理は付加税への特別な関係において探求される可能性がある」と理解を示したが (Kaldor 1955b, p. 8; 邦訳 p. xxiii)、その後バトラー (R. A. Butler) が大蔵大臣になると、カルドアの提案は受け入れられず、支出税は委員会の報告書に含まれなかった。

## II-1-2 所得・支出・担税力

カルドアは、マーシャルの『経済学原理』(Marshall 1961 [1890]) やピグーの『財政論』(Pigou 1947 [1928]) を引き合いに出して、支出税を理想的な税と認めつつも、実務上の観点から所得税を支持する学者が圧倒的に多い、と論じた。19世紀にJ. S. ミルが、所得税を批判し支出税について言及をしたが (臨時税であった所得税が1842年のピールの再設後に恒常化傾向が強まるなか、支出税への改革を求めた)、それは、前節でも述べた「貯蓄の二重課税」の問題であった<sup>12</sup>。その後、所得税からの控除 (貯蓄免税、いわゆる所得ベースから消費ベースへ) が志向され、「包括的所得税」としてこの問題が論じられた。「包括的所得税」は、ヘイグ=サイモンズ (R. M. ヘイグ、H. C. サイモンズ) 両名の公式、 $Y(\text{所得}) = C(\text{消費}) + \Delta W$  (純資産の変化: 貯蓄) が、著名である (Haig 1921, Simon 1938)。

カルドアは、支出力 (spending power) が担税の尺度であるとし、所得はそれを正確に定義することのできない概念である、と論じた<sup>13</sup>。ヒックスの『価値と資本』の所得分析に依拠すれば、所得の概念において「発生所得 (Accrued Income)」と「実現所得 (Realized Income)」が区別される。カルドアは、ヒックスの所得分析に依拠して、租税が実現所得に基づいて課税される一方で、資本利得は当然課税されるべきときに課税されるものではない点と、そもそも資本と所得の区別が不明瞭である点を論じた (*Ibid.*, pp. 37-41; 邦訳 pp. 31-34)。そしてカルドアは、もし所得を課税標準に選ぶならば、各個人の実質的な貯蓄の間の関係は、物

11 カルドアは、この間労働党の研究会やフェビアン協会の税に関する研究会でも支出税構想について報告している。1951年12月11日に開かれたフェビアン協会の最初の税に関する研究会(NK/11/14)では、ジェンキンス (Jenkins) が、「カルドアの提案の原理に同意するが、疑問は実践に関する問題である」と指摘している (NK/11/15)。

12 所得税の歴史は意外に新しい。所得税は、ナポレオンとの対仏戦争の時代にピットが導入した税である。1799-1816年に10パーセントの比例税率を課し、1842年に定着した。その後、1851年にドイツへ導入、1891年に大幅に改正され、現代の所得税のモデルとなる。アメリカは、1861年の南北戦争時に所得税を導入したが、違憲とされ、第一次大戦後ようやく定着した。イタリアは1864年に所得税を導入し、日本は1887年に所得に関する富裕税が導入した。今日の日本は、シャープ税制を下敷きとする「包括的所得税」である (石 2008)。U.ヒックスは、カルドアの支出税を日本のシャープ税制の導入と関連づけている (Hicks, 1958)。なお1980年代に主要先進国は税制改革に着手し、支出税についても十分な議論がなされたが、日本を含めてほとんどの国で支出税が導入される段階には至っていない (石 2008, pp. 480-509)。

13 カルドアの所得批判は、リンダールやミュルダールに依拠した議論で、ハイエク=ヒックスの資本理論を対象としている。カルドアはもともとハイエク理論の批判的な研究に従事しており、支出税における所得概念の研究と関係している (Kaldor 1937, 1939a, 1942b, 木村 2006)。カルドアは、事前・事後の関係を考慮したストックホルム学派の資本理論における期間分析に依拠している。1930年代後半のカルドアは、ハイエクを批判する一方で、ケインズ流の景気循環論を発表しており (Kaldor 1940)、所得の把握についても、ケインズの立場からハイエクのそれに反対する姿勢を持っている。

価の変動期に貨幣価値で表した彼らの貯蓄によって測定することができず、特にインフレーションにおいて所得税は不利になると論じた。

したがってカルドアは、所得は金利や物価水準の変化を考慮する必要のあるとし、支出力としての支出に課税することが望ましい<sup>14</sup>、と論じた (*Ibid.*, pp. 41-46 ; 邦訳 pp. 35-42)。

### II-1-3 課税と危険負担

カルドアの議論で興味深い点は、税の理論にケインズ流の利子論としての危険負担の議論を持ち込んでいることである。カルドアによれば、ほとんどの経済学者は、所得効果が貯蓄に与える効果の問題に比べて所得課税が危険負担に与える効果に十分な注意を払っていない。カルドアは、これは危険と危険負担に関する問題の複雑さによって、深い真理を確立することに至っていない事実によると指摘しつつも、「所得課税は危険負担に不利な効果を与えるという点について漠然とではあるが、意見の一致をしている」と述べた (*Ibid.*, p. 102 ; 邦訳 p. 116)。

カルドアによる危険負担の理論は次の通りである<sup>15</sup>。一人一人の富の所有者の側から問題を考えるならば、資本市場には、単一の利子率が存在するのではなく、証券の種類と型に応じて、さまざまな見せかけの利子率 (apparent interest rates) の一大王国が存在する。なぜならば、ある特定の証券がある一定の期間に稼得すると期待される真の利子は、その証券の資本価値の期待される変化に依存するもので、その名目的な利回り (yield) にのみ依存するものではないからである (種々異なる証券からの名目的な利回りの相違は、投資家たちの頭の中で期待される資本価値の変化を反映して生まれたものであるにすぎない)。しかしながら、特定の場所・時において市場価値の将来の変化を明確に期待していると我々が想定できる反面、必ずしもそれは常にそのように生ずるとはいえない。すなわち、ケインズが述べたように、人々が将来に関する無知と不確実性に直面をしたとき、「変化を期待してよい特別の理由がないかぎり、現在の状態がそのまま限りなく続くだろう、と仮定する」(Keynes 1936, p. 152 ; 邦訳 p. 150) ことによる。

こうしてカルドアは、種々の利回りの差は、期待される資本価値がいずれかの方向で経常的な価値と相違することを反映するよりも、投資家たちがある証券を他の証券よりも保有したがることを反映する、と考えた。すなわち、十分に組織化された資本市場を前提とすれば、各投

---

14 望ましい税の条件は、「負担の公平」がある。これは、利益説 (政府の仕事に利益に応じて負担すること) と能力説 (支払う能力に応じて負担すること)、能力説の公平には、水平的公平 (同じ支払い能力をもつ人は同じ税額を負担すべきだ) と垂直的公平 (異なる支払い能力をもつ人は異なる税額を負担すべきだ)、そして平等 (Equity) である。さらに、経済に及ぼす影響も考慮する必要がある。「特別優遇措置」や「経済的便宜 (Economic Expediency)」、さらに、「簡素」としての「管理の効率性 (Administration efficiency)」から、支出税は望ましい税の条件に合致する (石 1994, 2008, 2012 ; 神野 2007, 2013 ; 宮島 1981, 1998)。

15 カルドアの危険負担の理論は、「投機と経済安定」(Kaldor 1939) および「ケインズ氏の自己利子率」(Kaldor 1960c) に依拠している (木村 2014)。カルドアは、ラドクリフ委員会にも参加し、流動性選好説を内在的に発展させた議論に依拠して、内生的な貨幣供給論を論じている (木村 2013)。

資家はさまざまな種類の証券を自由に選択できるから、それぞれの利回りまたは利率の相対的位置は、異なる種類の証券それぞれの保有の限界における正味の有利性を均等ならしめるような位置に落ちている、と仮定したのである (Kaldor 1955b, pp. 103-104 ; 邦訳 pp. 117-118)。とするならば、利回りに差を生ぜしめる魅力の差は、特定証券の将来性について感じられる「不確実性」の反映である。同じ証券が同じ将来性を約束するが、一方は他方よりも不確実であるとすれば、不確実性の小さい方が選好される。すなわちそれは、ある大きさの損失が生ずるチャンスは同じ大きさの利益が得られる同等のチャンスによって相殺され得ない、という「限界効用逓減の法則」に依拠する<sup>16</sup>。各投資家はそれぞれの資産に生じうる種々異なる結果の確率を計算し、それによって各資産につき「数学的期待値」をもとめ、これをさらにその投資家の危険負担への態度に応じて調整した結果得られるものが、「心理的期待値」であるとすれば、「数学的期待値」と「心理的期待値」の差こそ、異なる資産の間の選好を決定するものとなる。しかしながらカルドアは、こうした精緻化はほとんど正当化できない、と論じた。ルーレットや宝くじのようなゲームと違って、特定の借り手による債務不履行の確率や特定の冒険が失敗に帰する確率は、事実上量的に表現することは不可能だからである。各種の証券は、投資家がそれらを相互に差別して考えねばならない特質や属性をもつが、この属性は、失敗や不誠意による債務不履行の確率についての投資家の判断に関係があるばかりでなく、証券を短期間の予告で売ることのできる市場性にも関係している (*Ibid.*, pp. 104-106 ; 邦訳 pp. 118-120)<sup>17</sup>。

こうしてカルドアは、「投資のスペクトル」<sup>18</sup>という概念を提示して、支出税と所得税それぞれが危険負担に有利か不利かという比較検討を行った。「投資スペクトル」は、スペクトルにおける一般的な右への移行は、それぞれの利回りの間の開きが狭まることを意味する一方、左への移行はその開きが広がることを意味する (*Ibid.*, pp. 109-110 ; 邦訳 p. 123)。

まずカルドアは、所得税と年次課税について検討した。投資家は、「スペクトル」全体を同時に考察する。資本利得は課税されないが、資本損失も税負担を減らさないで、利得と損失のチャンスが等しいとみなされるとき、所得税の存在はそれ自体ではチャンスをつかむことと、つかまぬこととの間の選好に影響を与えない。包括的な型の所得税（発生所得と実現所得に対

---

16 これは、不確実性を楽しむ「賭博」とは異なる。賭博を行う人々は、初めから不確実性それ自体を楽しもうとしているからである (Kaldor 1955, p. 104 ; 邦訳 p. 124)。

17 カルドアはケインズの「投票のパラドックス」や「血気 (アニマル・スピリッツ)」の議論を受け入れている。「玄人筋の行う投票は、投票者が100枚の写真のなかからもっとも容貌の美しい6人を選び、その選択が投票者全体の平均的な好みにもっとも近かった者に商品が与えられるという新聞投票にみたてることができよう」(Keynes 1936, p. 156 ; 邦訳 p. 154)。「十分な結果を引き出すためには将来の長期間を要するような、何か積極的なことをしようとするわれわれの決意のおそらく大部分は、血気—不活動よりもむしろ活動を欲する自生的衝動—の結果としてのみ行われるものであって、数量的確率を乗じた数量的利益の加重平均の結果として行われるものではない」(Keynes 1936, pp. 161-162 ; 邦訳 pp. 159-160)。

18 カルドアの貨幣理論は、ラドクリフ委員会で証言したように、利率は外部から決まるとし、貨幣供給量に依拠した金融政策を斥ける議論である(ポスト・ケインズ派)。カルドアは、ケインズが『一般理論』において貨幣供給があたかも外生的に決まるように論じたことが、むしろフリードマンのマネタリズムを生んだ背景である、と批判しているが、基本的には流動性選好説の議論を発展的に受容している(木村 2013)。

する租税)は、イギリス型の所得税・等価な年次財産税のいずれよりも危険負担に対して有害である。なぜならば、危険負担の点で、包括的な所得税は、イギリス型の所得税と年次財産税の有害な特徴を同時に有するからである。さらに財産に対する累進税は、比例税以上に貯蓄を不当に抑圧するが、その効果は比例税同様、危険に対して不利な影響を与えることはない。累進所得税は、比例税以上に強力な危険負担の抑制要因となり、資本増加の見込を与える投資に集中させる強い誘因を有する (*Ibid.*, pp. 112-118; 邦訳 pp. 128-135)。

次にカルドアは、危険負担と支出税について検討した。支出税は、危険を冒すことそれ自体が追加の税負担を招来しないという点で、財産税と同じ特徴を持つ一方、支出税は、財産税と違って貯蓄を不利に差別化することがない。これは、一括払い課税や包括的所得税とほとんど同じである。しかしながら支出税は、危険を引き受けることによって得られる所得を費消することに対して、不利な差別扱いをする。さらに支出税は、一括払い課税と比較すると、資本から得られる所得をより減らすのではなくて、その所得のうち消費に捧げられる割合をより減らす。したがって支出税は、等価な財産税と一括払い課税に比べて、より少なく費消し、より多く貯蓄する (*Ibid.*, pp. 118-120; 邦訳 pp. 135-138)。

したがって、(1)イギリス型の所得税(投資所得に対する租税)、(2)包括的所得税(発生所得に対する租税)、(3)資本価値に対する年次税(4)支出税、(5)資本課税(Capital Levy)<sup>19</sup>とし、大小の記号でそれらの優劣を示すならば、(1)<(5)、(2)<(5)、(3)<(5)、(4)>(5)となる。すなわちカルドアは、(4)支出税が危険負担に対して最も優れている税制である、と述べた (*Ibid.*, pp. 121-122; 邦訳 pp. 138-140)。

#### II-1-4 課税と勤労誘因

カルドアによれば、経済学者において課税と勤労誘因の関係について一般的に同意が得られていることは、以下の二点である。すなわち、課税が努力の供給に与える効果について、納税者が課税によって失われる所得を一部でも補うために、貨幣を獲得する必要をそれだけ大きくすることによって影響を与える一方(所得効果)、一定量の追加の勤労と交換に得られる所得も減らされるために(代替効果)、閑暇を犠牲にすることをこれまでほどに有利でないものにするによって影響を与えることである (*Ibid.*, p. 131; 邦訳 p. 149)。課税が累進的であればあるほど、限界課税率と平均あるいは実行課税率との間の差は大きくなり、所得効果に比べて代替効果の影響が重要となる。したがって課税の増加が与える効果は、実質所得を減少させる賃金率の等価な減少が与える効果と、同じものではない。後者の場合、勤労による平均的報酬と限界的報酬と同じだけ変化するが、前者の場合、平均課税率の上昇は、限界課税率のより大きな上昇の結果である。それゆえ、賃金の低下は人をより多く働かせるとしても、課税の結果起こる等価な実質所得の減少は、彼をより少なく働かせることになるかもしれないし、賃金

19 これは、(1)~(4)それぞれのもとで支払われる税額を、それぞれの場合に同じ利率で割り引いて得られる割引値と同額のただ一度きりの資本課税のことである (Kaldor 1955, p. 121; 邦訳 p. 139)。

の低下が彼をより少なく働かせるとすれば、課税の増加は彼をそれ以上少なく働かせることになるかもしれない (*Ibid.*, p. 131 ; 邦訳 pp. 149-150)。

ところがカルドアは、こうした「非誘因的効果」について、実際にどの程度重要なものか理解されていない、と述べた。余分の仕事をした場合の報酬によって、仕事を増やしたり減らしたりする選択の岐路に実際に立たされるのは、自由業者や事業者など比較的少数の人々だけであり、さらにこれらの人々は、仕事の成功を博するという無形の報酬に比べ、物質的報酬の考慮はそれほど重要なものではない、と述べた (*Ibid.*, p. 131 ; 邦訳 p. 150)。

こうしてカルドアは、勤労誘因に関して、支出税のほうがアプリオリにすぐれていることを貯蓄や危険負担の場合ほど確信をもって主張することはできない、と述べた (*Ibid.*, p. 133 ; 邦訳 p. 152)。というのは、貯蓄と危険負担の場合には、所得から支出への課税標準の変更は、個人があるものを他のものと交換する条件を自動的に変化させるのに対して、人が自分の引き受ける仕事を増やしたり減らしたりすることによって、閑暇と実質所得を交換する条件に、類似した変化が見られないからである。

支出税は、彼がその稼得額のうち現在どれだけを消費するかにかかっていることは事実であるが、その稼得額のうち現在消費されずに貯蓄される部分に対する租税は、容赦されるのではなくて、延期されるにすぎない。したがって、支出税のもとでは、租税支払額の値引値は、消費の時間的配列によって影響されることはない。もし課税の率が同じであれば、支出税が勤労に与える非誘因的効果は、同じ税率で課せられる所得税のそれと異なることは明らかである (*Ibid.*, p. 134 ; 邦訳 p. 153)。

こうしてカルドアは、支出税のもとでは、所得税のもとにおけるよりも、より有利な条件で貯蓄することができるとし、勤労一単位当たり支払われる租税の値引き値は、同じになるけれども、勤労一単位当たり得られる総消費の割引値はより大きくなる、と述べた (*Ibid.*, p. 134 ; 邦訳 p. 154)。同じ課税率であれば、所得税の場合よりも支出税の場合のほうが、より有利な条件で閑暇を実質所得に転換でき、たとえ貨幣所得一単位当たりの実行税額は同じになるとしても、実質所得一単位当たりの実行税額はより少なくなることを意味する（「二重課税」が取り除かれることによって得られる実質所得である）。

カルドアによれば、貯蓄した資源を所有していることの有利さは、将来の消費のための資金にあるのではなく、不慮の出来事に際して、それがその所有者に与えてくれる保障や、将来好機会を生かす場合その所有者を有利な立場においてくれることや、威信価値を与えてくれることに内在する。経常稼得額から資源を無税で貯蓄できる可能性は、その貯蓄から得られる消費の増加とは全く別に、それ自体として価値をもつ。もしある人が追加の勤労から得られる稼得額の全部をとっておくことができるとすれば、彼はそれを稼得額からそれに対する限界税額を差し引いた残りしか取っておけない場合よりも、それは大きな価値を持つ (*Ibid.*, pp. 135-136 ; 邦訳 p. 155)。

さらに、消費に関する累進税のほうが稼得額に対する累進税よりも、勤労意欲を阻害させる

効果が少ないと想定してよい多数の理由が存在する（ただしアプリアリな根拠ではない）。第一に、より多く働くか、より少なく働くかに関する実際の選択が、時間的にみてより大きな勤労の流れと、より小さな勤労の流れとの間の、ただ一度の長期的な決意という形を取ることは、稀であることである。考慮に入れられる期間が短ければ短いほど、消費は所得に依存しなくなる。というのは、消費に対する支出は比較的長い期間に関する所得期待に照らして行われるが、これに反して累進課税が労働に与える非誘因効果が重要となるのは、主として短期の決意だからである（*Ibid.*, pp. 136-137 ; 邦訳 p. 156）。したがって、累進所得税は、累進支出税が変動支出を不利に差別化するのと同じように、変動所得を不利に差別化するため、所得税が累進でない場合よりも、稼得額を時間的により平均化すると同時に、その総額をより小さくする。第二に、稼得所得から行われる貯蓄の大部分は、退職後に支出することを目的としているから、累進制度のもとでは、支出税は、たとえ人びとが完全に合理的な考慮に基づいて行為すると考えても、税率表が所得税よりも高いにもかかわらず、重要な利点をもたらすことである（*Ibid.*, pp. 138-139 ; 邦訳 pp. 157-159）。第三に、所得税の場合に比べて支出税の場合の方が、より若い年齢で退職しようという気になるかもしれないが、人が少しでも長く職に留まるほど、稼得額から退ける追加の貯蓄もそれだけ大きくなり、仕事に留まる誘因となる（*Ibid.*, p. 139 ; 邦訳 p. 159）。

したがってカルドアによれば、累進的な支出税は、同額の税収をあげる累進的所得税よりも、勤労に与える非誘因性は小さく、前者が後者に優越する利点は、ある人の稼得額の変動が大きいほど、そしてまた彼のピーク稼得額に課せられる所得税の限界税率が高いほど、ますます大きくなる。他方、稼得額が十分着実であれば、高い限界税率を課せられるほど多額でない場合は、支出税に利点はない。いずれにしても、課税が勤労に与える非誘因効果が疑わしいものとなる。したがって、誘因という観点からすれば、公正に関するあらゆる問題を無視すると、支出税は平均的な賃金俸給稼得者の場合に大きな相違をもたらすものではない。公正の観点からすれば、支出税は、現在の退職年金計画あるいは国民貯蓄証券で見られるように、適当な監督のもとで賃金俸給稼得者に対して無税の貯蓄を行いうる機会を、もっと拡張するという直接的な方法で解決することができる、とカルドアは述べた（*Ibid.*, p. 140 ; 邦訳 pp. 157-159）。

## II-1-5 会社課税

カルドアによれば、累進課税の到来とともに、株主の配当所得に適用される実行税率は彼らの個人的所得のいかに応じて異なる一方で、未分配利潤のプールはある一律の税率で課する、という「標準課税」が続けられた。さらに、第一次世界大戦後、利潤の全体に負担を負わせる「利潤課税」が課せられ、これが、個人課税と会社課税の分離を促進させ、それぞれ別個の課税源泉が存在するようになった。しかしカルドアは、会社課税と個人課税は全く別のものであると考えすることは困難である、と述べた。会社の未分配利潤から利益を得るものが株主であり、会社に課せられる租税が、究極的には、株主の配当所得や資本資産に課せられる租税と全く同

様に、株主に発生する純利益を減らすに違いないという基本的な事実を変えるものではないからである。公正という観点から、未分配利潤の課税についてみるならば、全体としての財産所有階級が資本増加から引き出す利益に課税するための、十把一絡げの方法である。このように考えれば、未分配利潤に対する税率が、所得税の標準税率でなければならないということを正当化する理由は何もなく、むしろ租税の平均税率であること、すなわち所得税に加えて利潤税を課することが妥当である、とカルドアはいう (Kaldor 1955b, pp. 141-144 ; 邦訳 pp. 162-165)。そしてもう一点、利潤課税を課す理由がある。それは、インフレの途上において、持ち分資本の所有者は、金利生活者を犠牲にして、財産所得総額のうち、着実に増大する分け前を手に入れるからである。政府の政策がインフレ的な傾向をもつならば、持ち分資本の所有者は、社債や優先資本の所有者を犠牲にして、利得を得ることになりがちであるが、物価と利潤がともに上昇するとき、優先資本負担分の実質価値は減少し、持ち分株主の利得の実質価値はそれに応じて増加する (*Ibid.*, pp. 141-146 ; 邦訳 pp. 163-167)。

こうしてカルドアは、普通株主は近代国家の完全雇用・完全繁栄政策の真の残余財産受贈者であるから (*Ibid.*, p. 146 ; 邦訳 p.166)、未分配利潤に利潤税と所得税をともに課することの究極の根拠は、持ち分資本の所有者が資本増加の形で手に入れる利益のうちに見出される、と述べた (*Ibid.*, p. 146 ; 邦訳 p.167)。そして、支出課税に移行し所得課税の原理が放棄されたならば、会社課税を正当化する理由そのものが消滅することになる、と述べた。なぜならば、支出税のもとでは、どのような資本利得でもそれが費消されるかぎりには自動的に負担を負わされるが、貯蓄されるかぎりには他のあらゆる形の貯蓄と同じように、租税を負担することはなくなるからである (*Ibid.*, p.146 ; 邦訳 p.167)。こうしてカルドアは、支出税において会社課税は不要である、と論じたのである。

## Ⅱ－２ 支出税の実践

### Ⅱ－２－１ 提案と実行可能性

カルドアは、支出税の実践が困難であることを理解しつつ —— 「支出税原理を実施に移すためには、個人の支出に直接課税するという方法をとる意外にはないことを認識したのであるが、しかしそうすることは、納税者に個人支出の正確な記録をとらせ、また申告書を検証することがむずかしいため、完全に実行不可能と考えられたのである」 (*Ibid.*, p. 191 ; 邦訳 p. 219) —— 、フィッシャーの見解を参照して、その実行可能性を論じた。フィッシャーは、支出は原則的に特定の種類の貨幣流入と特定の種類の貨幣流出の間の差額として計算できるから、個人の支出の包括的な記録はこの租税の運営上実際には不必要である、と論じた (Kaldor 1955b, p. 191 ; 邦訳 pp. 219-220)。ある人が一定期間に費消したものは、その人にとってその期間中に費消可能だったものから、そのうち期末に残ったものを差し引いた残りにほかならないから、個人の支出は課税が目的である場合、彼の所得 (期末現在で集計したその期中の) に資本資産の売却から受け取った貨幣や銀行残高の減少分を加え、さらに資本資産の購入と非個人的な支



出や非課税の支出に費消した額を差し引くことによって計算できる。納税申告書の例は以下の通りである。

### 【納税申告書の例】

- (1) 年初における銀行残高および現金
- (2) 賃金および俸給、営業収入、利子および配当その他現行所得税が適用されるすべての種類の所得に遺贈、贈与、賞金等をも加えた（貨幣でのまたは貨幣額に換算しての）各種収入
- (3) 借入金または貸付け回収金
- (4) 投資物件（住宅を含む）の売却による手取高

#### 総収入

#### 控除

- (5) 貸付金または旧債務返済金
- (6) 投資物件（住宅を含む）の購入
- (7) 年末における銀行残高および現金

#### 粗支出

#### 控除

- (8) 免税支出
- (9) 耐久財支出の分割繰延べによる控除額
- (10) 過去の年の耐久財支出の一部で今年課税される額

#### 課税支出

(*Ibid.*, p.192; 邦訳 pp.220-221)

カルドアは(a)課税標準（課税支出の定義）や(b)行政面の特殊な問題（脱税の阻止）についても、具体的に検討した。

(a) 「消費者資本支出」について、(1)直接使用する目的で購入される耐久的な、種々の設備がある（住宅）、(2)心理的所得としての大家の絵、骨董品、宝石に分ける。(1)については、購入のための支出を免税とし、所有から引き出される利益の価値に対して年々の負担を課する。イギリスでは「A種所得」である。適度に寛大な分割繰り延べの規定を与える。(2)については、貴重品を投資物件と見なすが、芸術を奨励する手段としては租税特権という方法は微力で、「分割繰り延べ方式（Spreading）」の規定を与えるべきである、とする。「贈与と遺贈の取り扱い」について、移転の動機が主として潜在的遺産相続税の回避にある場合、財産の非課税での移転を許す理由は少しもなく（納税者が自分の所得または財産を他の人々に分け与えるほとんど無制限の自由を認めている）、相続を通じて移転された財産と生存中の譲渡を通じて移転された

財産との間に区別を設けず、双方に対して平等に、贈与の規模や受け取った贈与の累積総額に応じてではなく、移転時に受益者が所有する財産の総価値に応じて変化する税率で課税する制度をとる。「必要の相違」について、実施上行政上の都合が許す限りで、支出税制度はある特定の生活水準を達成する上において人により個人支出の額に相違を生ぜしめるあらゆる個人的事情または必要の相違を斟酌するべきである、とする。家族の取り扱い、フランスで採用されている「単位分割制度 (Quotient System)」とし、やむを得ない支出「あらゆる種類の医療費と、出産と死亡に関する種々の出費のうち特に法律で定めたものと、罰金科料、没収金および違約金、または裁判によって科せられた損害賠償金」は免税とする。ただし「医療費、看護費、外科費および歯科治療費」は課税とする (*Ibid.*, pp. 195-212; 邦訳 pp. 224-240)。

(b) 「税務行政の諸問題」について、納税者は自分の課税所得を計算するだけでなく、その税負担をも計算した上で、さらに所定の期日までにその租税を申告書と一緒に送付する義務を負うことで対処する (*Ibid.*, pp. 213-223; 邦訳 pp. 244-257)。

限界税率は以下の通りとする<sup>20</sup>。

#### 【限界税率】

一人当たり純支出 (ポンド)	限界税率
750-1000	25 パーセント
1000-1500	50 パーセント
1500-2000	75 パーセント
2000-3000	100 パーセント
3000-5000	200 パーセント
5000 以上	300 パーセント

(*Ibid.*, p. 241; 邦訳 p.278)

## II-2-2 インドにおける実践<sup>21</sup>

インドでは、1956年3月第一次五カ年計画が終わり、56年4月より第二次五カ年計画が実施され、第二次五カ年計画に照準をあわせて、インド税制の現状を見直し税制改革の方向を打

20 カルドアは、限界税率が300%であることは穏健な数字である、と評価しているが、通常限界税率から見ると、非常に高い数字であるように思われる。こうした非常に高い限界税率を挙げている点に、カルドアの資産階級に対する批判が内在していると見ることも可能である。

21 本節は、深沢(1969)、篠原(1984)に多くを負っている。セイロンについては、かいつまんで示せば、次の通りである。1960年4月セイロン政府に対するカルドア提案「直接税制改革案」としてセイロン政府の出版局から公刊されている (Kaldor 1958a)。1959-60年に支出税が富裕税・贈与税とともに実施 (新三税)。個人税法 (personal tax act) という単一の法律によって課税される (インドでは、三税がそれぞれ独立した法律に基づいて課税される仕組みである)。非課税納税義務者、徴収等は各税に共通するものとしてこの税法の総則で規定し、三税それぞれに特有の事項だけが税目毎に規定される仕組みである。1963年に廃止された。限られた富裕高所得層に過重課税となり、貯蓄投資誘因をねらう支出税も初期の効果をあげることができなかった (Kaldor 1958a, 深沢 1969)。

ち出したが、税収と経済発展のインセンティブの観点から十分な効果を期待できないとし、カルドアをインドに招聘し、第二次五カ年計画の必要に沿った税制改革案を起草した。カルドアは、1956年の1月から3月にかけてインドに滞在し、現地の行政官や専門家の協力をえて、インド税制全般の見直しに取り組み、同年7月『インド税制改革』(Kaldor 1958c)という報告書を提出した。それを受けて1957年に支出税法(Expenditure Tax Act)が成立し、1958年4月から1966年3月まで実施された。ただし1962年4月から1964年3月までの2年間はその効力を停止したため、実質6年間採用されたことになる。しかしながらそれは、カルドアが提案した改革案とは大幅に異なる内容であった。

カルドアの『インド税制改革』の理念は、これまでのインドの非効率で不公平な直接課税の問題を克服し、租税の拡大をはかりつつ、第二次五カ年計画に必要な財政需要を確保すること、そして発展途上国であるインドにとって不可欠な資本蓄積を促進する経済的環境を税制面から整理することであった。というのは、従来のインドの税制は、資産を頻繁に売買する富裕者層において、脱税や過少申告がきわめて容易にできる仕組みが存在していたからである。カルドアは、『総合消費税』や少数派意見で論じた税制改革に依拠して、資産やキャピタル・ゲイン、そして支出を支払い能力の指標とする、累進的な租税体系を提案したのである。それは、「単一の包括的な申告(a single, comprehensive return)」、「自己照査機能(a self-checking system of taxation)」、「資本取引についての自動報告制度(an automatic reporting system)」に支えられた制度であった(Kaldor 1956, pp. 49-51; 篠原 1984, 森 2009)。他の租税と支出税を組み合わせることで、所得税の税率軽減をはかり、富裕層の奢侈的な消費を抑えて投資行動・貯蓄行動の適正化をはかること、それと同時に、支出税と他の租税との組み合わせは、租税回避や脱税を予防する効果も期待された(篠原 1984)。

支出税は、所得税を付加税として代替する租税として考案され、成人ひとりにつき年間10,000ルピーを超える消費支出について課税される(子供はその半分である)。消費支出に妥当しない支出は、(a)事業上の経費 (b)収益性資産あるいは非収益性資産 (c)資本支出 (d)他人に対してなされた贈与、の四項目である。(a)(b)(d)は証明書類があれば免税されるが、(c)については特殊である。(c)における自己使用の住宅、宝石、装飾品を所有している人々にとって、それらは資本投資としての性格を帯びているため、これらの財を所有しない人々との間で調整が求められる(Kaldor 1956, pp. 85-86; 篠原 1984)。したがって財貨の所有が所有にもたらす利益に年々課税することを提案する。課税標準は、購入価格に一定百分率を乗したものとなる。すでに支払済みの個人税に加えて、(ii)葬儀、出産にかかる諸経費、(iii)ひとり一定額までの医療費、(iv)重大な傷病のゆえに被った経費(年間一定額まで)、(v)裁判所の命じた科料等、(vi)災害や盗難等によって被った損害、が免税項目に加わる。これらは、保険によって賄われるものであるから、免税額と控除額を算定する場合、実際に必要とした費用ではなく保険証券によって支払われた額を基準にする(*Ibid.*, p. 86; 篠原 1984)。

耐久消費財に対する支出(自家用車、家具などの購入や住宅の修繕の費用)と例外的な支出

(結婚披露などの費用)については、納税者が5年あるいは10年の期間にわたって分割繰り延べ納税が可能となる規定を設ける (*Ibid.*, pp. 86-87; 篠原 1984)。支出税では、住宅、自家用車、家具などを耐久財と考えるが、住宅については「心理的所得」への課税という方法を選ぶ一方、自動車や家具については「分割繰り延べ方式」を選ぶ (Kaldor 1955b, p. 197; 邦訳 p.226)。

支出税は、消費支出額が増えるにしたがい、その租税負担も増加するので、家族成員の規模が大きいほど税額も大きくなる。家計の消費支出総額を課税標準とするのではなく、家族成員ひとりあたりの消費支出額を課税標準とする方が望ましい。そこでカルドアは、生活水準を考慮した「単位分割制度」、いわゆる「N分N乗方式」<sup>22</sup>の採用を提言した (Kaldor 1956, p. 89; 篠原 1984)。支出税の税率は、「奢侈的消費の抑制」の目的から、急激な累進税率をとる。最低限界税率は25%から始まり徐々に累進し、最高限界税率は300%とする (*Ibid.*, p. 89; 篠原 1984)。これは『総合消費税』で論じられた税率と同じである。

カルドアは、支出税の税収については、予測するための資料が乏しいとしつつ、付加税 (Surtax)<sup>23</sup>廃止による減収を十分補うほどの税収が上がると考えた (*Ibid.*, p. 90; 篠原 1984)。

しかしながら、インドの1957年の支出税法とカルドアのインド税制改革における提案は大きく構造が異なるものであった。まず、控除・免税項目はカルドア提案より増やされている。たとえば、事業活動、職業訓練、商売のための支出やその他所得獲得に不可欠の費用、そして投資や私的な貯蓄形成に向けられる支出、書籍、美術品、インド家内工業製品の購入費用、家畜の購入とその飼養にかかる費用、公共目的の寄付金、第三者への信用供与、中央政府・州政府・自治体に払い込む関税・手数料などがある。さらに、1957年支出税法で適用された税率は、カルドアの提案を下回るものであった。カルドア提案の300%に対して、100%であった。徴税手続きはカルドア提案を参考に考案されたが、カルドア提案の「包括的申告書」は完全実施されなかった (Kaldor 1958c, pp. 217-219; 篠原 1984)。

結局、支出税は国庫的・経済効果的に実質的な成果を何ももたらさないことが明らかとなり、1966年3月31日に廃止された。税収に比べて、税務行政上のコストの方がはるかに大きいという理由であった。篠原 (1980)によれば、その原因を発展途上国に特殊・固有の事情に求めるのか、支出税そのものに内在する欠陥に求めるのか、カルドア提案や支出税実施の根拠となった法案の不備に求めるのかについて、納得のいく説明や回答は与えられていない。したがって、カルドアの提案とインドで実際に実行された支出税の構造の相違が、支出税失敗の要因であるという見方も可能である<sup>24</sup>。

22 これは、世帯の総所得を合算した上で、それを夫婦や子供という世帯員数で割り、累進税率を適用して税額を出し、それに世帯員数をかけて算出する方法である。

23 カルドアは、付加税に代わる税として支出税を打ち出したが、付加税について評価していた (Kaldor 1955b, ch. 8; Kaldor 1963)。なお付加税は、メートル法と並んでフランスの偉大な発明であると言われる。カルドアは、国連時代にモネの経済アドバイザーとしても活躍しており、彼自身も付加税の研究に従事しており、間接的に関係があることが推察される (Kaldor 1947)。

24 カルドアが、1963年4月23日にピーター・ベル (Peter F. Bell, the thatch cottage, Pinner Hill, Middlesex) に宛てた手紙で、実施された税法と自分が構想した支出税の理論に大きな隔たりがあることを次の点から指摘している。(1)支出税法自体に、抜け穴がたくさんある、(2)私がすすめた税体系

カルドアは、支出税が実施されていたときに執筆した日本語版の序文で、「この経験に徴して、一国の税制は力関係やそれぞれの国の政治的社会的事情に、当然の考慮を払わなければならないことがわかった。税制改革は政治的権力のバランスをひそかに変えてしまうことのできるような一服の魔法薬ではない」(Kaldor 1963, pp. xviii-xix) と述べた。カルドアは、インドやセイロンで行われた実施は彼自身の提案とほとんど異なるものであり、実施をする際は、理論よりはむしろ社会的・政治的な要因こそ重要である、と示唆した (Kaldor 1979)。

### Ⅲ カルドアとミルの関係 —— 所得税改革と支出税構想

#### Ⅲ-1 J. S. ミルと所得税批判 —— 社会改革と二重課税論

カルドアの支出税の議論を検討する際に、J. S. ミル (1806-73) の所得税批判を検討しておく必要がある<sup>25</sup>。なぜならミルは、当時臨時税と考えられていた所得税が1842年のピールの再設後に恒常化傾向が強まる中、1842年の所得税論議、1852年のヒューム委員会、1861年のハッパード委員会において、所得税批判と支出税について論じたからである。

ミルの経済思想と時代について、かいつまんで説明しておこう。ミルの生きた時代は激動の時代であった。19世紀のイギリスは、ディズレーリが「二つの国民」と呼んだように、産業革命の進展によって社会構成員の変化は大きく変化し、少数の土地貴族による富の独占、成長する産業資本家層、圧倒的多数の低所得者層の存在が顕著であった。穀物法論争による地主と産業資本家の対立、チャーチスト運動に示される産業資本家と労働者の対立、農業革命、産業革命を経て飛躍的發展を遂げた一方で、労使の対立や貧富の格差が露呈していた。したがって、アダム・スミス以来論じられた「自由放任 (Laissez-faire)」が必ずしも予定調和を与えるものではなくなったのである。ミルの『経済学原理』(Mill, 1871)によれば、「今日のような時代—— 今日すべての根本原理をいま一度一般的に考え直して見ることがさけることのできない仕事であると考えられており、また受難者となっている社会層が討論の仲間に加わって発言することが歴史上従来どの時期よりも多い時代であるが、このような時代 —— には右のような思想 [私有財産の原理に反対する思想] が広く伝播せざるをえないのである。」(Ibid., Vol. 1, p. 253; 邦訳(2) p. 19, 下線および [ ] は引用者による)<sup>26</sup>。ミルの生きた時代は、社会

は決してインドで採用されていない、(3)私は、危険負担と課税の章の箇所を除いて、理論的分析を交えるつもりはない、(4)支出税を支持する多くの人がいることを知っている (NK1/35/12, NK1/35/14)。

25 ホップズ『リヴァイアサン』第30章「主権の代表の職務」において支出税について最初に論じられている。「賦課の平等は、消費する人格の財産の平等よりもむしろ、消費されるものの平等にあるのである。というのは、おおく労働して、かれの労働の果実をたくわえてわずかしか消費しない人が、なまけて生活してわずかしかえず、えたものをみんな消費する人よりも、おおくを課せられるべき理由は、一方が他方より多くコモン・ウェルスの保護を受けているのではないことをみるとき、いったいあるであろうか。ところが、賦課が、人びとの消費するものに課せられるときは、各人はかれが使用するものについて平等に支払うのであり、コモン・ウェルスが、諸私人のぜいたくな浪費によって搾取されることもない。」(Hobbes 1651, p. 181; 邦訳 p. 272)。

26 初版では、この文章に続いて、以下の文章が書かれていた。「我国のオーエン主義または社会主義

改良や私有財産制度の批判のように、社会主義の影響が多大であった。ミル自身、「私有財産や遺産相続を動かしたい事実と考え、生産と交換の自由を社会改良の最後の切り札と考える古い経済学」(Mill 1873, pp. 166-167; 邦訳 pp. 148-149)と述べたように、富の生産は人為的に変更できない自然法則にしたがうが、その配分は人間の生み出す諸制度に依存する、と論じた(*Ibid.*, pp. 244-248; 邦訳 p. 214-215)。『経済学原理』で論じられた章は、(1)生産、(2)分配、(3)交換、(4)生産および分配に及ぼす社会の進歩の影響、(5)政府の影響、である<sup>27</sup>。この著作の最大の特徴は、生産と分配を二分し、「定常状態」こそ真の経済成長が進む、と論じている点である。「収穫逓減の法則」によれば、人口増加→食料需要の増加→農産物価格上昇→労賃上昇→利潤率の低下となつて、人口・資本は増加せずに経済成長が止まる定常状態がやがて訪れるが、この状態こそ、経済的価値に振り回されない状況が到来し、精神的・文化的・人間的進歩にとって有益であると、ミルは論じた。これを定常状態における社会改革としての財政改革の観点からみるならば、理想の私有財産制や財政制度の改革にむかつて漸進的に社会改革を行うことを示唆している<sup>28</sup>。

ミルの所得税批判は、彼のこうした理想の上にある。「所得税にして貯蓄を免税としていないものは、真に公正な所得税とはいえないものである。そして、もしもある人がこの免税の不正な利用を企てて、一方の手で貯蓄すると同時に他方の手で負債を負うとか、あるいは前年において貯蓄として免税されたものを翌年費消してしまうとかいうようなことをするのを防止するように、申告書の様式および必要な証拠の性質が整備されるならば、およそ貯蓄を免税とするという条項なしに所得税を設けてはならないものである。」(Mill, 1871, Vol. 2, p. 404; 邦訳(5) p. 48)。そして、ミルがその論拠とする理由は、「二重課税論」に他ならない。ミルは、次のように述べる。「もしも納税者の良心に信頼を置くことができ、あるいは並行的防止策さえ講ずればその申告の正確さに対する十分な保証が得られるならば、所得税を賦課徴収するもっとも適切な方法は、所得のうち、支出に充当される部分に対してのみ課税し、貯蓄される部分は免税するということであろう。なぜかといえば、所得が貯蓄され投資されるときには(そして貯蓄というものは一般的に言って、すべて投資されるものである)、それは、すでにその元金に課税されているにかかわらず、その後なおそれから生ずる利子または利潤に対する所得税を支払うからである。したがって、貯蓄が所得税を免税されるのでないかぎり、納税者たちは、貯蓄するものについては二度課税され、費消してしまうものについてはただ一度だけ課税されることになるからである。(中略)。このようにして作り出される、将来に対する思慮や節約に対して不利なる差別は、ただ単に不得策であるばかりでなく、また不公正でもある。投資される全額に対して一旦課税をなし、後になってまたその投資の収益に対して課税するという

---

とヨーロッパの共産主義とは、このような主義のもっとも有力なものである」(Mill 1848, p. 243; 邦訳 p.21)。

27 『経済学原理』は第一版～第七版がある。記述は版により異なる(馬渡, 1997)。

28 こうしたミルの議論は、LSE設立やフェビアン社会主義にも影響を与えている(Kimura 2008, 木村 2009)。

ことは、納税者の資力の一個同一の部分に対して、二重に課税することである」(Mill 1871, Vol. 2, p. 403 ; 邦訳 (5) pp. 46-47, 下線は引用者による)。この文章から明らかなことは、生産的消費を浪費と見ることに對して、貯蓄は、勤勉と節約の結果であることである。そしてミルは、貯蓄免税は富者に有利に作用するという批判を退け、貯蓄は投資となって経済成長に寄与して貧者に有利に働くこと、さらにミルは所得を消費と貯蓄に分類し消費を生産的消費と生産的消費に整理するが、後者こそ課税対象として適切であると、支出税を提唱したのである (Mill 1871, Book 5 ; 高山 2009)<sup>29</sup>。

### Ⅲ-2 功利主義と犠牲の平等

J. S. ミルは、量的な快樂計算としてのベンサム主義を否定しつつも、その質を探求した功利主義の経済学者である。ミルの租税論は「犠牲の平等」に依拠する。ミルは、スミスの課税四原則（負担の平等・公平、確實、支払の便益、徴税費の最小）<sup>30</sup>における「課税平等の原理」を再検討し、そこから「課税の平等」は「犠牲の平等」を意味する必要があると論じた。ミルは、「政府というものは、もろもろの人あるいは階級の政府に対する要請の強さについて、これらの人あるいは階級の間には差別を立ててはならないものであるが、それと同じように、政府が彼らに対してどのような犠牲を要求するにしても、その犠牲はすべての人に対し及ぶかぎり同等の力をもって負担となるようにしておかなければならない（略）。同時に全体の上に生ずる犠牲を最小ならしめる方法であることに注意しなければならない」(Mill 1871, Vol. 2, p. 392 ; 邦訳 (5) p. 28, 下線は引用者による) と述べ、「最小犠牲説」を論じた。

ミルは、課税の平等とは、課税による「犠牲」の平等であると (Mill, 1861)、所得税についての犠牲の平等について次の諸点を論じた。第一に、一定額以下の所得は全て非課税にすべきであること、第二に、所得がこの控除分を越える超過分に対して一定率の比例課税が行われるべきであること、第三に、控除部分の中には貯蓄されて投資される部分をふくめるべきであること、である。これらを満たすならば、所得税は正義という点からすればあらゆる租税のうちで最も欠陥の少ないものとなる。しかしながら、地代、給与、年金やその他の確定所得と自由業・事業等での可変所得は、「徴税上の公正」と言う観点から最も不当なものとして扱われる。したがって、所得税は国家の非常時のための臨時的財源として保留すべきである、と論じた (Mill 1871, Book. 5 ; 馬渡 1997, pp. 388-399)。

スミスは、個人と政府を一对一の関係でとらえる「個別的利益説」から、財産の多寡に従つ

---

29 ミルは『経済学原理』でジョン・レーの『新原理』（1834年）の著作に言及し、奢侈的消費や顕示的消費は、虚栄心と社会的名声を手に入れようとする欲求のゆえに引き起こされるレーの議論に同意し、課税制度を用いれば、こうした貴族階級の放埒を公共的利益に資するにすることが可能である、と考えた (Mason 1988, ch. 3)。

30 税負担の四原則とは、(1)公平：各人の能力にできるだけ比例的に課税する、(2)確實：支払の時期、方法、金額は簡単で明瞭である必要がある、(3)支払の便益：納税者の便宜にあわせて徴税する、(4)徴税費の最小：人民の産業活動を阻害せず、資本金を奪わず、最小人数の徴税官によって納税すること、である (池上 1990, p. 181)

て比例的に課税することを論じたが (Smith 1776)、ミルは「支払能力説」から以下の二点から批判をした。第一に、国家の保護による受益測定が困難であること、第二に、国家の保護の軽重は所有財産額に比例しないこと (Mill 1871, Book. 5 ; 高山 2002)、である。すなわちミルによれば、スミスの利益説は公平の基準を提供しない一方で、所得税に関する限り、原因・種類・最低限を問わず、無差別一律にかつ所得比例に課税するのが適切である。こうしてミルは、分配的正義に基づく「犠牲の平等」による課税論 —— 課税の平等の真の原理は、課税が資力に比例した平等ではなく、すべての人から平等な犠牲を求める —— に依拠して、資力比例主義に対する多種多様な修正を論じた。その一つが、勤勉と節約による所得への累進課税に対する批判だったのである<sup>31</sup>。

### Ⅲ-3 カルドアとミル —— 「社会改革」の共有

ミルは、以上のように比例税としての所得税の諸問題を批判しつつも、実施面では、支出税よりも所得税の方が望ましいことを論じた。これは、支出税に実施上の問題が存在することを示唆している。ミルの税制改革として所得税と支出税両面の税制の長所・短所を検討している点は、功利主義的・分配的正義に適合したものであるが (馬渡 1997)、その思想は、当時の社会主義や共産主義といった、急進的な思想に共鳴し、既成の社会秩序への改革の視点を有していたと言える。「ヨーロッパにとって、特にイギリスにとっての、いよいよ急進論者となり民主主義者となった。私は、英国の憲法上、貴族階級すなわち貴族と金持とが支配権を握っていることを、どんなに争ってでも廃止するに値する悪と考えた」(Mill 1873, p. 171 ; 邦訳 p. 152)。

カルドアとミルの関係はV章で再論するが、これまで検討してきたように、ミルは比例による支出税であって、カルドアは、「二重課税」を論じたというよりはむしろ、所得の概念を中心に批判したのである。したがって、カルドアの議論はミルによる支出税の単なる再論ではない。共有している点の一つあげるならば、「社会改革の共有」である。19世紀のミルの主張は、急進主義であった。ミルは、社会主義やロマン主義など当時の社会改革者の議論の影響を大きく受けた、最後の古典派経済学者であった。他方、カルドアは、依然として階級社会であるイギリスで、労働党の立場から急激な累進支出税を主張していた —— しかも非常に高い限界税率である。この経緯を踏まえれば、両者とも急進論者である点で一致する。カルドアが、「進歩的な社会民主主義 (Progressive Social Democracy)」(Kaldor 1957, p. 258 ; 邦訳 p. 307) と呼ばれる方向性を模索していたことを見るならば、社会改革者として両者の根底は一致する<sup>32</sup>。

31 他にも、財産比例課税への反対論、永久所得と有期所得 (生涯所得、一時所得) との無差別な扱いへの批判、土地増価税の主張を論じている (馬渡 1997, pp. 388-399)。

32 カルドアが労働党の政策アドバイザーとして、土地国有化についての政策についても真剣に考えていた節がある。彼自身が土地国有化についての公刊論文を発表した訳ではないが、労働党やフェビアン協会が開かれている研究会に参加し、土地国有化の議論をしている。例えばカルドアは、宇沢弘文氏との対談で日本の住宅事情が極端に悪いことを述べ、次のように述べている。「英国では (中略) 保守党政権は土地の開発利益に対してきわめて重い税金を課すことにした。一定の場合には未実現の



## Ⅳ カルドアの社会ヴィジョン

### Ⅳ-1 カルドアの社会ヴィジョン

本節では、支出税を通じて、そこに隠されたカルドアの社会ヴィジョンを探ることを目的とする<sup>33</sup>。カルドアは、「平等（公平性と中立性）」について、冒頭で引用したように、以下のように述べている。「累進課税の平等主義的ないし再分配的目標を、経済の効率と進歩に関する配慮と必然的に矛盾するものとみなす必要はない、ということである。この矛盾は、累進所得税の場合に疑いもなく存在する。しかし、もし累進課税が所得基準でなく支出基準で行われたとすれば、経済の機能効率と進歩率とを改善しながら同時に平等な社会に向かって前進することができることになろう」（Kaldor 1955b, p. 15；邦訳 p. 5, 下線は引用者による）。カルドアによれば、経済の機能と進歩を改善しつつ、平等な社会に向かって前進をするという視点こそ、税制において重要である。

それでは、その平等とは何だろうか。カルドアは、公平性について、次のように述べた。「累進課税が擁護されるのは、経済のおよび社会的平等の増進という政治的目標があるからであり、そして課税の累進の『理想的な』程度は、そのときどきの社会が公正ということはどう考えているか——すなわち社会が議会を通じて行為することにより、課税という用具を通じて富の不平等を減らそうと望んでいる程度——に最もよく反映するようなものであるとしか考え得ない」（*Ibid.*, pp. 26-27；邦訳 p. 18, 下線は引用者による）。下線を見るならば、カルドアは、〈経済的・社会的平等の増進という政治目標を、議会を通じて、課税という用具を通じて、「富の不平等」を減らすこと〉を論じている。カルドアは、富の不平等について、所得税制において階級間で重大な差別化があるとし、次のように指摘した<sup>34</sup>。すなわち「現在行われている型の所得税は、課税上の取り扱いで、財産所有者に有利な重大な差別化を免れ得ないのである。総合消費税ならば、このような差別化は除去されよう——この租税は、一定の規模で生活し、その所得を勤労から得ている人々が、同程度の生活水準を資本のおかげで維持している他の人よりも、より過酷な扱いを受けないことを保証するであろう」（*Ibid.*, p. 89；邦訳 p. 100, 下線は引用者による）。

下線を見るならば、カルドアは、支出税を実施するならば、所得を勤労から得ている人々（労働者階級を指す）は、過酷な扱いを受けない、と論じている。すなわちカルドアは「累進的総

---

利益も課税されることとなっている。これが土地に対する投機を沈静させている。現在の労働党政権は開発された土地をすべて国有化させる法案を準備している。同様のことはすべての国によって行われてよいと思う。」（宇沢 1987, pp. 93-94）。その点を見れば、ミルと同じである。

33 本節は、高山（2009）におけるカルドア、ヴィックリーおよびミルに言及している支出税に関する論考を参照している。

34 カルドアは、マルクスに対して「資本蓄積に捧げられる余剰価値は、イギリスの富者がおかげで怠惰に生活し、ぜいたくな浪費にふけている余剰価値とは、根本的に違うものだということを無視している。再分配政策の本来の対象たりうるものは、第二の余剰だけである」（Kaldor 1955b, p. 185；邦訳 p. 211）とし、批判的である。これは、カルドアの「分配の代替的諸理論」（Kaldor 1955c）における分配論とも深く関連している。

合消費税は、各階級の生活水準を平等にし、そうすることによって、誰にでもはっきり目に見えて理解されるような意味での、社会的経済的平等をわれわれにもっと近づけてくれる上で、現行の所得課税制度よりも、はるかに役立つものである」(Ibid., p. 99; 邦訳 p. 112) と述べ、累進的支出税こそ階級間の生活水準の平等にする税制である、と論じたのである。

ただしカルドアは、包括的所得税への一定の評価も行っている。「もし『所得』の定義を、資本利得やその他の偶然的収入もそれに含ませることによって、包括的なものにするならば、そしてまた、包括的な標準に基づいての所得の課税を、財産に課せられる年時税 (annual tax) で補うならば、公正という観点から見て所得税制度を、かなり改善することができるであろう」(Ibid., p. 14; 邦訳 p. 4)。これまで培われてきた所得税制度への評価は、J. S. ミルのそれと同じである。

ここでカルドアは、「蓄積されつつある貯蓄」と「蓄積された財産」を区別した。すなわち「蓄積されつつある貯蓄」は、企業家階級に帰属する一方、「蓄積された財産」は、財産所有者に帰属する。したがってカルドアは、「貯蓄の課税によって打撃をこうむるのは、企業家階級 (capitalist enterprise) であって、不労所得者ではなく、百万長者の不労所得者 (rentiers) は、土地貴族 (landed aristocracy) と同様に、大きな財産を所有しているが、それを蓄積するようなことはしない」(Ibid., p. 100; 邦訳 p. 113) と論じた。こうして、カルドアは「イギリスの富裕階級が貯蓄するのをやめてしまい、そして——少なくとも彼らの課税所得に比べて——かなり大きな規模で、負の貯蓄をしているという事実に対しては、だれも真面目に反対する人はいないと思う」(Ibid., p. 93; 邦訳 p. 104) とし、「負の貯蓄」を生み出す要因の一つが「所得税」という課税形態である、と論じた(所得税が粗所得に対する租税の負担を増加させるからではなく、資本に対する所得の比率を低下させる効果をもつため)。

カルドアは、以下のように、所得税による富の分散効果を社会的な損失である、と述べた。「現行の所得税の高い税率が、富者に負の貯蓄をさせることにより、大きな財産を分散させることに役立っているということは、確かな事実である。しかし、富者が重税に直面して自己の生活水準を維持するために、このような挙にでることは、社会的に大きな損失で、けっして望ましいことではない」(Ibid., p. 96; 邦訳 p. 109)。したがって、支出税こそ社会的に望ましい税制であり、支出税は「その累進度いかんによって規模は異なるにしても、長い期間には多かれ少なかれこのような負の貯蓄を消滅させ、さらに富裕な人々の貯蓄を回復させさえする傾向をもっている。この租税を十分に累進的にすれば、富者が貯蓄することを阻止することも、常に可能である」(Ibid., pp. 96-97; 邦訳 pp. 109-110)。

カルドアによれば、経済権力は、産業を支配する権力、大規模な組織と結びついており、大きな個人財産と結びついているわけではない。土地、公債、株式などを有する富裕な不労所得生活者はそうした権力は持たない。消費とは共同プールから抜き取ることで、貯蓄とはそのプールに注ぎ込むことである。したがって、社会へ負担を与えるのは消費である。国家が搾取されるのは「私人の奢侈的浪費」であって、勤労、貯蓄、危険負担など称賛に値する活動によっ

てではない (*Ibid.*, p. 53; 邦訳 p. 50)。

最後にカルドアによれば、投資ばかりでなく、貯蓄もまた、経済成長の必要条件の一つである。カルドアは、会社利潤に対する重税、あるいは個人所得に対する重税によって巨大な財産の形成を阻止するという政策は、産業の成長およびその効率性をそこなうという不利益を相殺するほどに重要な政策であろうか、と述べた (*Ibid.*, ch. 5)。カルドアは「イギリスはその競争的地位を維持するために、この50～60年に達成してきた平均成長率より高率の経済成長の実現が必要である——このことについては広く承認されている」(*Ibid.*, p. 187; 邦訳 p. 213)と指摘しつつ、「経済成長率はなかならず社会の所得が貯蓄と資本蓄積に捧げられる割合のいかに依存する」(*Ibid.*, p. 180; 邦訳 p. 206)、と述べた。したがってカルドアは、高い貯蓄率がそれ自体高い経済成長をもたらすわけではなく、投資インセンティブの独自性を主張し、成長推進という立場から貯蓄非課税論を展開したのである<sup>35</sup>。

以上のように見るならば、カルドアは、労働者階級を擁護する姿勢、すなわち資産階級の没落を狙っている。もちろんこれは、J. S. ミルの急進論者としての側面と重複する点もあるが、J. M. ケインズによる金利生活者の安楽死論を引き合いに出すことができる。

#### Ⅳ-2 J. M. ケインズの説く「金利生活者の安楽死」と比較して<sup>36</sup>

ケインズの説く「金利生活者の安楽死」について、かいつまんで説明するならば、次の通りである。資本が社会に蓄積されるならば、資本の希少性が失われ、その結果、生産コストにリスクと技術・監督コストを付加したもののだけ、資本からの稼ぎが見込めない。これが、資本の限界効率の低下であるが、この状態で投資を確保するためには、利子率の引き下げが必要となり、金利は極度に低下する。このとき、資本の希少価値の収奪者である利子生活者階級及び資本家階級の安楽死をもたらす。ケインズは次のように言う。「このような事態は、ある程度の個人主義とまったく両立するけれども、それは利子生活者の安楽死、したがって資本の希少価値を利用しようとする資本家の累積的な圧力の安楽死を意味するであろう。(中略)かくしてわれわれが実際に目的とすべきことは(ここには達成できないものはなにもないはずである)、無機能な投資家がもはや特別報酬を受けなくなるように、資本の量を希少でなくなるまで増加させることであり、さらに金融家、企業家、その他この種の人々(彼らは間違いなく自分たちの職業を大いに好んでいるから、彼らの労働は現在よりもはるかに安く得ることができるはずである)の知能と決断力と執行力を、合理的な報酬条件で社会の役に立つように活用する直接

35 カルドアによる一連の経済成長論や分配理論(Kaldor 1955c)と支出税はこの点で補完的である。

36 ケインズはコルウィン会議で支出税の採用を拒否している。高山(2009)によれば、ケインズの『貨幣改革論』(Keynes 1923)における三階級分類を適用すれば、(1)投資階級は消費に対する累進税によって、奢侈的浪費を抑制できる、(2)企業階級は貯蓄階級であって、貯蓄免税から資本蓄積が進めば、利子率が低下する、(3)勤労階級は、支出を抑制できれば、税負担は軽減され貯蓄する階級にかわり資本量を増加させ、利子率が低下する。こうして、金利生活者の安楽死をもたらす。この議論は、ケインズとカルドアの関係を考える際に大変興味深い議論であるが、内部金融に頼る場合にのみ妥当し(貯蓄・投資曲線)、外部金融の場合は該当しないと考えられる。

課税の方式を計画することである」(Ibid., pp. 376-377; 邦訳 pp. 378-379)。ケインズは、大量失業の原因を「金利生活者の貨幣愛」に求め、経営者中心の社会を信じていた<sup>37</sup>。

カルドアは、次のように述べた。「唯一の具体性をもった前進の仕方は、現行所得税と並べて、最高階層の少数の納税者だけに適用されるように仕組まれた総合消費税を導入することによって、慎重に一步を踏み出すことにある」(Kaldor 1955b, p. 223; 邦訳 p. 256, 下線は引用者による)。下線で示されるように、支出税を導入することで、最高階層の少数の納税者(金利生活者や資本家を指す)に対して、安楽死を招来することが可能である。これはやや誇張表現であるとしても(金利生活者や資本家の安楽死というほどでなくても)、カルドアは、階級間における経済的不平等を是正し、最高の階層の消費性向と貯蓄誘因の調整を促すことが、支出税の制度では可能である、と論じたのである。

## V おわりに

以上の議論をまとめよう。カルドアの支出税は、理論的に優れているものの、インドやセイロンの実践において廃止に追い込まれた。この理由は、第一に、カルドアが提案した支出税の税制と実際に両国で導入された税制が全く異なったものであったこと、第二に、支出税そのものに実務的な問題としての不備が存在したこと、第三に、その国独自の政治や文化が存在すること(脱税が横行している国)、である。カルドアの『総合消費税』が出版されたことによって、インドやセイロンで失敗したとはいえ、今日でも支出税の導入が研究されている一方で、それは実務的に不可能であると税の専門家から指摘を受ける。その賛否は、税の専門家の今後の研究に委ねることになるが、カルドアの支出税構想が世に現れたことで、支出税は、当然のように受け入れられてきた累進的な所得税制度そのものを批判的に検討するための、優れた題材になっていることは指摘できる。

カルドアは、ミルと異なり、二重課税を中心に論じたというよりはむしろ所得の概念を批判して累進による支出税を提唱したのである。したがって、カルドアの議論はミルの再論ではなく支出税の議論を深化させている。土地国有化の議論をしている点で、19世紀のミルの主張は、急進論であった。ミルはロマン主義の影響を受けた、最後の古典派経済学者であった。他方、カルドアは、非常に高い限界税率としての累進税を主張しており、この経緯を踏まえれば、急進論者であるという点で一致する。カルドア自身は、「進歩的な社会民主主義」を掲げていた。「社会改革者」としてのカルドアとミルの像は一致する。

さらにカルドアは、支出税を導入することで、社会的な平等を目指して、資産階級の没落を狙った点で、ケインズと見解を共有している。両者とも、経済理論に固執せず、実践面・現実

---

37 ケインズは、『貨幣改革論』(Keynes 1923)において「資本課税」を課していた点で、カルドアの議論と類似していると見ることができる。

を直視しようとした経済学者である。この意味で、カルドアはケインズの衣鉢を継いでいる。しかしながら注意したいのは、たとえば、ケインズが一時的に保護主義的な立場をとったにせよ、彼のスタンスは頑な自由主義の立場であったことである。他方、カルドアは、労働党の支持者で、経済政策も労働者擁護の立場に依拠していた (Kaldor 1957, p. 258)。この点は、カルドアとケインズの袂を分かつ<sup>38</sup>。

したがって、カルドアは、両者の思想を引き継ぐ経済学者として、すなわち、一方では金利生活者の没落に相当する税改革者として、他方では階級観に根ざした 20 世紀の急進的な改革者として、捉えることができる<sup>39</sup>。しかしながら、カルドアは税の専門家として活躍したが、『総合消費税』の最終文で、「課税は社会を進歩させるための強力な道具ではありえても、社会改革のエンジンにすることはできない。われわれがこの事実を認識しない限り、累進課税を通じて自由であると同時に正しい社会を徐々に建設しようとする高邁な実験も失敗に終わらざるを得ないであろう」(Ibid., p. 242; 邦訳 p. 279) と述べた。カルドア自身が平等への社会改革は、税制改革だけで達成することは不可能であることを当初から熟知していたにもかかわらず、インドやセイロンで、数々の政治的圧力を受けて、自ら提唱した支出税が歪められて導入され、税務実行上の失敗が露となり、失敗に終わった。カルドアは次のように回想する。「個人課税ベースとして、所得から支出への変化を提唱する最近の議論について感じることは——大西洋の両側において——、私自身が 25 年前に執筆した事柄について、今思うことと同じである。それらはともに、税の抜け穴をふさぐことに関わる政治的・社会学的問題についての認識が欠けていることである」(Kaldor 1979, p. 238)。カルドアの支出税における議論、経験、そして彼のヴィジョンを見るならば、「平等」という理想に向けての「急進的」な税制改革を遂行するためには、税制という経済システムだけに目を向けるのではなく、税制のシステムに通底する政治や制度、歴史を深く検討し、その問題点を深く認識することが重要である<sup>40</sup>。これは、経済政策の実施において、理論上は優れていても、理論を現実そのまま適用することが困難であることを意味している。経済学において理論と現実の溝にどのようなアーチを架けるのか、この究極の問いこそカルドアの支出税をめぐる経験から考察することではないだろうか。

---

38 ケインズの議論を福祉国家につなげて理解することから見れば、それは完全雇用を達成する義務があることや社会保障システムが確立することと同義であって、ケインズ=ベヴァリッジ体制を「ニュー・リベラリズム」として捉えることができる (平井 2007)。筆者は、この点を留意しつつも、『自由放任の終焉』や『一般理論』最終章に見られるように、ケインズがマーシャル以来の伝統的な自由主義を保持している点を有していることも看過できない (伊藤 2006、中村 2008)。ケインズとカルドアについて共通点を多々見出すことができるものの、本稿では、労働党の支持者として労働者階級を強く擁護するカルドアの姿勢を重視することで——カルドア (労働党) とケインズ (自由党) を対立させることで、両者の立場の相違を捉えている。

39 もちろんカルドアが**取獲逡増**や**技術進歩**に関心があったりすることを見るならば、アダム・スミスやアリン・ヤング、そしてシュンペーターとも連なる位置にある。

40 カルドアは、課税で徴収される金額は、単に国家の財政上の必要によって決定されるものではない、と論じ (Kaldor 1955, p.173)、ラーナーの「機能的財政」の考え方を共有している。また、ミード報告 (Meade 1978) はカルドアの支出税を参考にしており、カルドアとミードの両者に通底する財政政策思想が存在するように思われる。

## 参考文献

- Fisher, I. (1937) "Income in Theory and Income Taxation in Practice," *Econometrica*, 5 (1), pp. 1-55.
- Fisher, I and Fisher, H. W. (1942) *Constructive Income Taxation*. New York : Harper & Bros.
- Haig, R. T. (1921) "The Concept of Income," in *The Federal Income Tax*, by Haig, R. M., Adams, T. S. , and Powell, T. R. New York : Columbia University Press.
- Hicks, J. R. (1946) *Value and Capital*. Oxford : Clarendon Press. 安井琢磨・熊谷尚夫訳『価値と資本』岩波文庫、1995年。
- Hicks, U. K. (1955) "Review of N. Kaldor, *An Expenditure Tax*," *The Economist*, December 10th.
- (1958) "Mr. Kaldor's Plan for the Reform of Indian Taxes," *Economic Journal*, 68, pp.160-169.
- (1948) *Public Finance, with an introduction by C. W. Guillebaud*. New York : Pitman Pub. Co.
- Hobbes, T. (1651) *Leviathan, or The matter, forme, & power of a common-wealth ecclesiastical and civil*. London : Printed for Andrew Crooke. 水田洋訳『リヴァイアサン』岩波文庫、1964年。
- Kaldor, N. (1934a) "A Classifactory Note on the Determinateness of Static Equilibrium," in Kaldor (1960a).
- (1934b) "The Equilibrium of the Firm, " in Kaldor (1960a).
- (1934c) "Mrs. Robinson's Economics of Imperfection Competition," in Kaldor (1960a).
- (1935) "Market Imperfection and Excess Capacity," in Kaldor (1960a).
- (1937) "The Recent Controversy in the theory of capital," in Kaldor (1960b).
- (1938) "Professor Chamberlin on Monopolistic and Imperfect Competition," in Kaldor (1960a).
- (1939a) "Capital Intensity and the Trade Cycle," in Kaldor (1960b).
- (1939b) "Speculation and Economic Stability," in Kaldor (1960b).
- (1940) "A Model of The Trade Cycle," in Kaldor (1960b).
- (1942a) "The Income Burden of Capital Taxes," in Kaldor (1980a).
- (1942b) "Professor Hayek and the Concertina Effect," in Kaldor (1960b).
- (1947) "A Plan for the Financial Stabilization of France," in Kaldor (1980b).
- (1955a) "Memorandum of Dissent to the Final Report of the Royal Commission on the Taxation of Profits and Income," in Kaldor (1980a)
- (1955b) *An Expenditure Tax*, London : Macmillan. 時子山常三郎監訳『総合消費税』東洋経済新報社、1963年。

- (1955c) “Alternative Theories of Distribution,” in Kaldor (1960a).
  - (1956) “Indian Tax Reform” in Kaldor (1980b).
  - (1957a) “The Reform of Personal Taxation,” in Kaldor (1964a).
  - (1957b) “Capitalist Evolution in the light of Keynesian Economics,” in Kaldor (1960b).
  - (1958a) “Observations on the Problem of Economic Development in Ceylon,” in Kaldor (1964b).
  - (1958b) “Problems of the Indian Third Five-year Plan,” in Kaldor (1964b).
  - (1958c) “Tax Reform in India,” in Kaldor (1964a).
  - (1958d) “Suggestions for a Comprehensive Reform of Direct Taxation in Ceylon,” in Kaldor (1980b).
  - (1960a) *Essays on Value and Distribution*. London : Duckworth.
  - (1960b) *Essays on Economic Stability and Growth*. London : Duckworth. 中村至朗訳『経済安定と成長』大同書院、1964年。
  - (1960c) “Keynes’ theory of the Own-Rates of Interest,” in Kaldor (1960b).
  - (1962a) “The Role of Taxation in Economic Development,” in Kaldor (1964a).
  - (1962b) “Will Underdeveloped Countrise Learn to Tax?,” in Kaldor (1964a).
  - (1963) “A Memorandum on the Value- Added Tax,” in Kaldor (1963a).
  - (1964a) *Essay on Economic Policy. Vol. I*. London : Duckworth.
  - (1964b) *Essay on Economic Policy. Vol. II*. London : Duckworth.
  - (1966) “Causes of the slow rate of economic growth in the United Kingdom,” in Kaldor (1978).
  - (1972) “The Irrelavance of Equilibrium Economics,” in Kaldor (1978).
  - (1974) “What is wrong with economic theory,” in Kaldor (1978).
  - (1978) *Further Essays on Economic Theory*, London : Duckworth. 笹原昭五・高木邦彦訳『経済成長と分配理論』日本経済評論社、1989年。
  - (1979) “A New Look at the Expenditure Tax,” in Kaldor (1980a).
  - (1980a) *Reports on Taxation (vol. i)*, London : Duckworth.
  - (1980b) *Reports on Taxation (vol. ii)*, London : Duckworth.
  - (1986) “Recollections of an Ecnomist,” in Kaldor (1989).
  - (1989) *Further Essays on Economic Policy and Theory*. London : Duckworth.
  - The Papers of Nicholas Kaldor, in King’s College Archive Center, Cambridge. (論文中では、NKと略記する。)
- Kay, J. A. and King, M. A. (1990) *The British Tax System*. Oxford : Oxford University Press. 田近栄治訳『現代税制の経済学 —— イギリスの現状と改革』東洋経済新報社、1988年（なお邦訳は第4版の抜粋である）。

- Keynes, J. M. (1923) *A tract on monetary reform*. London : Macmillan. 中内恒夫訳『貨幣改革論』東洋経済新報社、1978年。
- (1930) *A treatise on money*, London : Macmillan. 小泉明・中沢惟恭訳『貨幣の純粹理論』東洋経済新報社、1979年。
- (1936) *The General Theory of Employment, Interest and Money*, London : Macmillan. 塩野谷祐一訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社、1983年。
- Kimura, Y. (2008) *The foundation and development of the LSE in late Victoria Britain*, Hitotsubashi University, Study Series, No. 60, Center for Historical Social Science Literature.
- King, J.E. (2009) *Nicholas Kaldor*. New York : Macmillan.
- Little, I. M. D. (1956) "Review of N. Kaldor, An Expenditure Tax," *Economic Journal*, 66 (261), pp. 116-120.
- Marshall, A. 1961 [1890] *Principles of Economics, 9th edition*. C. W. Guillebaud (ed.) 2 vols, London : Macmillan.
- Mason, R. (1998) *The Economics of Conspicuous Consumption : Theory and Thought since 1700*. U.K. : Edward Elgar. 鈴木信雄・高哲男・橋本努訳『顕示的消費の経済学』、名古屋大学出版会、2000年。
- Meade, J. E. (1978) *The Structure and Reform of Direct Taxation : Report of a Committee chaired by Professor J. E. Meade*. London : George Allen & Unwin.
- Mill, J. S. (1895 [1861]) *Utilitarianism*, London : G. Routledge & Sons. 川名雄一郎・山本圭一郎訳「功利主義」『功利主義論集』京都大学学術出版会、2010年。
- (1848) *Principle of Political Economy, with some of their Applications to Social Philosophy 1st edition, Vol. 1 and 2*. London : John W. Parker, West Strand.
- (1871) *Principle of Political Economy, with some of their Applications to Social Philosophy 7th edition, Vol. 1 and 2*. London: Longmans, Green, Reader and Dyer. 末永茂喜訳『経済学原理(1)~(5)』岩波書店、1959-1963年。
- (1873) *Autobiography of John Stuart Mill*, London : Longmans, Green, Reader, and Dyer. 朱牟田夏雄訳『ミル自伝』岩波文庫、1960年。
- Musgrave, R. A. (1957) Review of N. Kaldor, *An Expenditure Tax*, *American Economic Review*, 47 (1), pp. 200-205.
- Myrdal, G. (1953) *The Political Element in the Development of Economic Theory*, London : Routledge & Kegan Paul.
- Pigou, A. C. (1947 [1928]) *A Study in Public Finance*. London : Macmillan.
- Reports (1851) *Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Reports from select committees on income and property tax with proceedings, minutes of evidence, appendices and indices, National Finance Income Tax I*, Shannon : Ireland.



- Reports (1952) *Royal Commission on the Taxation of Profits and Income, Minutes of Evidence*, London : His Majesty's Stationery Office.
- (1953) *Royal Commission on the Taxation of Profits and Income, First, Second and Final Reports with Memorandum of the British Bankers' Association*. London: His Majesty's Stationery Office.
- Seidman, S. L. (1997) *The USA Tax : A Progressive Consumption Tax*. Massachusetts : The MIT Press. 八巻節夫・半谷俊彦・塚本正文訳『累進消費税 —— 活力を生む新税制』文真堂、2004年。
- Simons, H. (1938). *Personal Income Taxation : the definition of income as a problem of fiscal policy*, Chicago : University of Chicago Press.
- Smith, A. (1922 [1776]) *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*, edited, with an introduction, notes, marginal summary and an enlarged index by Edwin Cannan, London : Methuen.
- Targetti, F. (1992) *Nicholas Kaldor : The Economics and Politics of Capitalism as a Dynamic System*, New York : Oxford University Press.
- Thirlwall, A. P. (1987) *Nicholas Kaldor*. Washington Square : New York University Press.
- Turner, M. S. (1993) *Nicholas Kaldor and the Real World*. New York : M. E. Sharpe.
- Whiting, R. (2000). *The Labour Party and Taxation : Party Identity and Political Purpose in Twentieth-Century Britain*, Cambridge : Cambridge University Press.
- 池上淳 (1990) 『財政学 —— 現代財政システムの総合的解明』岩波書店。
- 石弘光 (1994) 『税金の論理』講談社。
- (2008) 『現代税制改革史 —— 終戦からバブル崩壊まで』東洋経済新報社。
- (2012) 『増税時代』ちくま書房。
- 伊東光晴 (1962) 『ケインズ —— “新しい経済学” の誕生』岩波書店。
- 伊藤宣広 (2006) 『現代経済学の誕生 —— ケンブリッジ学派の系譜』中央公論新社。
- 宇沢弘文 (1987) 『現代経済学への反省 —— 対談集』岩波書店。
- 小川良之 (2004) 「タックス・ベースについて —— ニコラス・カルドアの支出税を中心にして」、『北星学園大学大学院経済学研究科北星学園大学大学院論集』1, 57-80 ページ。
- 木村雄一 (2004) 「初期カルドアと企業の均衡」、『経済論叢 (京都大学)』第173巻第5・6号、68-88 ページ。
- (2006) 「初期カルドアとハイエク資本理論」、『経済学史研究』第48巻第1号、93-109 ページ。
- (2009) 『LSE物語 —— 現代イギリス経済学者たちの熱き戦い』NTT出版。
- (2012) 「N.カルドアの農工二部門モデルの再検討 —— モデルの意義と政策」、『埼玉大学紀要教育学部』第61巻第1号、183-199 ページ、(瀬尾崇と共著)。

- (2013) 「N. カルドアとマネタリズム」、『埼玉大学紀要教育学部』第 62 巻第 1 号、203-214 ページ。
- (2014) 「初期カルドアと投機・利子・経済安定」、『埼玉大学紀要教育学部 渋谷治美教授退職記念特集』第 63 巻第 1 号別冊 1、221-240 ページ。
- 篠原章 (1984) 「研究ノート インドの支出税」、『成城大学経済研究』87、79-103 ページ。
- 代田純 (1999) 『現代イギリス財政論』勁草書房。
- 神野直彦 (2007) 『財政学 改訂版』有斐閣。
- (2013) 『税金 常識のウソ』文藝春秋。
- 高山新 (1992) 「資本主義確立期の租税理論 —— J・S・ミルの犠牲説を中心に」、『千里山商学 (関西大学大学院)』35、29-46 ページ。
- (1993) 「J.S. ミルの土地改革論と土地課税論」、『関西大学商学論集』38(2)、47-67 ページ。
- (1996) 「ミルとハーバード委員会について」、『千里山商学 (関西大学大学院)』42、91-114 ページ。
- (2002) 「社会改革と租税 —— J. S. ミルの租税論」、『現代思想』30(15)、165-175 ページ。
- (2009) 「カルドアとヴィックリ —— 支出税を支持する根拠をめぐって」、『公民論集 (大阪教育大学公民学会)』17、1-20 ページ。
- 都留重人 (2006) 『近代経済学の群像』岩波現代文庫。
- 堂目卓生 (1999) 「ベンサム、ミルと税制改革」、『西沢保・服部正治・栗田啓子編著『経済政策思想史』有斐閣。
- 中村隆之 (2008) 『ハロッドの思想と動態経済学』日本評論社。
- 根井雅弘 (1989) 『現代イギリス経済学の群像 —— 正統から異端へ』岩波書店。
- 馬場義久 (1986) 「I. フィッシャーの支出税論の特徴と問題点」、『経営と経済』66(3)、9-30 ページ。
- 早坂忠 (1969) 『ケインズ —— 文明の可能性を求めて』中央公論社。
- 平井俊顕 (2007) 『ケインズ 100 の名言』東洋経済新報社。
- (2007) 『ケインズとケンブリッジの世界 —— 市場社会観と経済学』ミネルヴァ書房。
- 平塚康雄 (1981) 「N. カルドアの所得税批判と総合支出税 —— ミード報告との関連で」、『経済と経済学 (東京都立大学)』47、129-161 ページ。
- 深沢実 (1969) 「第五章 連邦税制とその問題点」、『木村元一編著『インド税制と経済発展』アジア経済研究所。
- 馬渡尚憲 (1997) 『J・S・ミルの経済学』御茶の水書房。
- 宮島洋 (1986) 『租税論の展開と日本の税制』日本評論社。
- (1998) 『税のしくみ —— 政治・経済を理解するために』岩波書店。
- 宮本憲一・鶴田廣己編著 (2001) 『所得税の理論と思想』税務経理教会。
- 森俊一 (2001) 「所得課税におけるいくつかの問題 —— 1955 年王立委員会少数派 (N. カルドア)

意見をめぐって」、『法経論叢（三重大学）』19(1)、99-133 ページ。

——（2009）「カルドアのインド税制改革案における個人課税」、『法経論叢（三重大学）』26(2)、21-44 ページ。

木村雄一

(埼玉大学准教授、  
教育学部社会科教育講座  
経済学研究室)

---

---

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 69*

発行所 東京都国立市中 2-1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 2014年3月31日

印刷所 新宿区新小川町 3-9

(株) 平河工業社

---

---

